

福島県廃棄物処理計画での産業廃棄物の目標値について

令和 3 年 7 月 21 日
産 業 廃 棄 物 課

廃棄物処理計画の指標として産業廃棄物の「排出量」、「再生利用率」及び「最終処分率」の 3 項目について、以下のとおり目標値を設定する。

なお、この 3 項目については環境基本計画の指標であり、「排出量」及び「再生利用率」は総合計画の指標でもある。

1 令和元年度の処理状況及び目標値設定の方向性

(1) 令和元年度の処理状況（別紙参照）

- 産業廃棄物の排出量は 772.2 万トンであり、種類別にみると、汚泥が 41 % と最も多く、次いでがれき類の 22 %、ばいじんの 21 % となっており、この 3 種類で排出量全体の 84 % を占めている。
- 汚泥は、主に製造業の製造工程から排出され、中間処理（脱水等）により約 90 % が減量化、7 % が再生利用、3 % が最終処分されている。なお、汚泥の減量化量は、排出量全体の 36 % を占めている。
- がれき類は、主に公共工事を始めとした建設工事から排出され、中間処理（破碎等）後に 98 % が再生利用、2 % が最終処分されている。
- ばいじんは、主に電気業の燃料残さとして排出され、中間処理（溶融・セメント固化等）後に 92 % が再生利用、8 % が最終処分されている。
- 近年、排出抑制等が課題となっている廃プラスチック類は、中間処理（破碎・焼却等）により 35 % が減量化、45 % が再生利用、20 % が最終処分されている。

(2) 目標値設定の方向性

ア 排出量

- 本県では、汚泥、がれき類及びばいじんの排出量が排出量全体の 84 % を占めている。
- これらについては、原材料や製造工程等の見直し、新たな土木・建築工法の開発等、短期間での削減が難しい産業廃棄物であるが、廃プラスチック類など、その他の産業廃棄物を含めて排出抑制のための施策を推進することとし、目標年度における推計値から更に削減することを目標とする。

イ 再生利用率及び最終処分率

- 本県では、減量化量が排出量全体の約 40 % を占め、特に汚泥の減量化量は排出量全体の 36 % となっているが、これは、汚泥を再生利用するためにも必要な工程である。
- このため、減量化を除いた約 60 % をできるだけ再生利用できるように施策を推進することとし、目標年度における推計値から、再生利用率については、増加させること、最終処分率については、削減させることを目標とする。

2 目標値の設定

(1) 排出量

(単位：万トン/年)

令和元年度	令和3年度	令和8年度		令和12年度	
実績値	目標値 ^{※1}	予測値 ^{※2}	目標値	予測値 ^{※2}	目標値
772.2	825 以下	778.8	770 以下	777.4	760 以下

※1：現行計画の目標値。以下同じ。

※2：「令和元年度廃棄物実態調査報告書」（福島県調べ）による。以下同じ。

ア 目標値の達成状況等

平成27年度以降、目標値を達成しており、近年は、横ばい傾向にある。

イ 設定する目標値

- 令和8年度の目標値（廃棄物処理計画の目標値。以下同じ。）

現行の廃棄物処理計画の目標値設定と同様の考え方により、令和8年度の予測値から1%程度削減することを目標として、770万トン/年以下とする。

- 令和12年度の目標値（総合計画・環境基本計画の目標値。以下同じ。）

令和8年度の目標値から更に1%程度削減することを目標とし、760万トン/年以下とする。

《参考》

- ・ 国の基本方針（平成28年1月）の考え方
基準年度の実績値から（8年間で）3%以内の増加とする。
- ・ 国の第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年4月）の考え方
基準年度の実績値から（10年間で）0.3%削減する。
- ・ 現行の廃棄物処理計画（平成27年3月）の考え方
目標年度の予測値から（5年間で）1%削減する。

(2) 再生利用率

(単位：%)

令和元年度	令和3年度	令和8年度		令和12年度	
実績値	目標値	予測値	目標値	予測値	目標値
54	51 以上	51	52 以上	51	53 以上

ア 目標値の達成状況等

平成25年度以降は50%前後で推移しており、平成30年度・令和元年度は、目標値を達成している。

なお、令和元年度の実績値は、令和元年東日本台風の被害により再生利用率の高いがれき類の発生量が多かったことなどから高い値となっている。今後は、復旧・復興工事の減少に伴い、がれき類の発生量（発生割合）の減少が見込まれることから、目標年度においては、直近の実績値よりも低くなる予測となっている。

イ 設定する目標値

- 令和8年度の目標値

令和8年度の予測値から1%増とすることを目標とし、52%以上とする。

- 令和 12 年度の目標値
令和 8 年度の目標値から更に 1 %（令和 12 年度の予測値から 2 %）増とすることを目標とし、53 %以上とする。

《参考》

- ・ 国の基本方針（平成 28 年 1 月）の目標値
令和 2 年度の目標値：約 56 %（基本方針は改定されていない）
- ・ 国の第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 3 月）の目標値
令和 7 年度の目標値：約 38 %^{※3}（動物のふん尿を除く）
※3：本県の動物のふん尿を除く再生利用率は、令和元年度の実績値で 54 %、令和 8 年度及び令和 12 年度の予測値で 51 %
- ・ 現行の廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月）の考え方
予測値（49 %）と国の基本方針（平成 27 年度目標：約 53 %）の中間の値とする。

(3) 最終処分率

(単位：%)

令和元年度	令和 3 年度	令和 8 年度		令和 12 年度	
実績値	目標値	予測値	目標値	予測値	目標値
7	8 以下	7	6 以下	7	5 以下

ア 目標値の達成状況等

平成 26 年度以降、目標値を達成しており、横ばい傾向にある。

イ 設定する目標値

- 令和 8 年度の目標値
令和 8 年度の予測値から 1 %減とすることを目標とし、6 %以下とする。
- 令和 12 年度の目標値
令和 8 年度の目標値から更に 1 %（令和 12 年度の予測値から 2 %）減とすることを目標とし、5 %以下とする。

《参考》

- ・ 国の基本方針（平成 28 年 1 月）の目標値
令和 2 年度：3.3 %^{※4}
- ・ 第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 3 月）の目標値
令和 7 年度：2.6 %^{※4}
- ・ 現行計画（平成 27 年 3 月）の考え方
旧計画（平成 22 年）の目標値を採用（達成できなかったため）
※4：指標が「最終処分量」のため、排出量の目標値を踏まえて算出

3 目標達成のための主な施策

(1) 多量排出事業者等に対する周知啓発

中核市と連携して、業種別研修会の実施や多量排出事業者への訪問等により、排出抑制や再生利用を周知啓発する。

(2) 施設整備等に対する支援

排出事業者等が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設整備や調査研究に対する支援を行う。

特に、排出量の多い汚泥や国際的にも排出抑制が課題となっている廃プラスチック類に対する支援を強化する。

(3) 産業廃棄物税制度（経済的手法）の運用

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者が県に納税する産業廃棄物税制度の運用により、経済的手法による排出抑制を誘導するとともに、当該税収を活用し、更なる排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量に向けた取組を推進する。

令和元年度における産業廃棄物の処理状況等

